

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月30日

【会社名】 株式会社サックスバーホールディングス

【英訳名】 SAC'S BAR HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木山剛史

【本店の所在の場所】 東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号

【電話番号】 03-3654-5315

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部長 山田陽

【最寄りの連絡場所】 東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号

【電話番号】 03-3654-5315

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理部長 山田陽

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2023年6月27日開催の第50期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円50銭 総額653,768,685円

効力発生日 2023年6月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設ならびに削除、業務執行を行なわない取締役と責任限定契約を締結することができる旨への変更のほか条数の変更等所要の変更を行なうものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役として、木山茂年、木山剛史、山田陽、田村純男、小島康弘、田代博泰、丸山文夫、苅部世津子の8名を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、嶋村毅、遠藤恭彦、水野純の3名を選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1億5千万円以内（うち社外取締役3千万円以内）とするものであります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額2千4百万円以内とするものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	235,025	405	0	(注)1	可決 99.49
第2号議案 定款一部変更の件	230,018	5,412	0	(注)2	可決 99.37
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)8名選任の件 木山 茂年 木山 剛史 山田 陽 田村 純男 小島 康弘 田代 博泰 丸山 文夫 苅部 世津子	210,208 210,512 223,414 223,401 223,514 223,486 204,781 223,183	25,207 24,903 12,001 12,014 11,901 11,929 30,634 12,232	0 0 0 0 0 0 0 0	(注)3	可決 88.98 可決 89.11 可決 94.57 可決 94.56 可決 94.61 可決 94.60 可決 86.68 可決 94.47
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件 嶋村 毅 遠藤 恭彦 水野 純	227,183 227,470 227,484	8,232 7,945 7,931	0 0 0	(注)3	可決 96.17 可決 96.29 可決 96.29
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額設定 の件	233,903	1,527	0	(注)1	可決 99.01
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	233,913	1,517	0	(注)1	可決 99.01

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。